

医療連携協定

国立大学法人千葉大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と千葉市（以下「乙という。」）の設置運営する千葉市立青葉病院は、医療連携に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙間の医療連携を円滑に行うことにより、地域医療の充実・強化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲（特定機能病院）及び乙の設置運営する千葉市立青葉病院（以下「青葉病院」という。）は、互いに近接する医療機関であることに鑑み、次の事項に係る医療連携をより一層強化する。

- （1）甲で受け入れた患者の青葉病院への入院・転院受入促進
- （2）前号の実施に必要な情報提供・診療支援
- （3）その他本協定の目的達成に必要な事項

2 前項の連携に必要な具体的事項に関しては、別途協議する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は本協定で知りえた患者の個人情報及び業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩してはならない。

（検証及び連携の推進）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に掲げる事項の連携に当たっては、実施状況について定期的に検証するとともに、情報共有の促進、課題解決に努めるなど、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、前項の検証結果及び患者の需要動向等を踏まえながら、甲並びに乙の運営する青葉病院及び海浜病院との機能分担、医療連携のあり方などについて、情報交換を進めていくものとする。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間満了の際に、いずれも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 甲乙いずれかにより協定期間中に本協定の解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（その他）

第6条 本協定に関し疑義が生じたとき、本協定の一部を変更しようとするとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙は誠実に協議のうえその都度決定する。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和7年5月8日

甲 千葉市中央区亥鼻1丁目8-1

国立大学法人 千葉大学医学部附属病院

病院長

大鳥精司

乙 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市

千葉市長

神谷俊一